

DX 光 365 利用約款

提供会社：株式会社ブロードバンドコネクション

令和 8 年 10 月 1 日版

第 1 章 総則

第 1 条（約款の適用）

1. 株式会社ブロードバンドコネクション（以下、「当社」といいます。）は、この DX 光 365 利用約款（以下、「約款」といいます。）を定め、これに基づき、DX 光 365 および DX 光電話ネクスト（以下、これらを総称して「本サービス」といいます。）を契約者に提供します。
2. 本サービスの利用については、約款およびその他の個別規定ならびに追加規定（以下、「個別規定等」といいます。）が適用されます。なお、約款と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が約款に優先して適用されるものとします。

第 2 条（約款の変更）

3. 当社は、契約者の了承を得ることなく、この利用約款を随時変更することがあります。なお、この場合には、料金、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の新約款を適用するものとします。
4. 変更後の利用約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社ホームページ等に表示した時点より、効力を生じるものとします。

第 3 条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	定義
(1) DX 光 365（本サービス）	IP 通信網を使用して当社が行う電気通信サービスをいいます。
(2) DX 光電話ネクスト（本サービス）	IP 通信網を使用して当社が行う電話利用専用の電気通信サービスをいいます。
(3) オプションサービス	本サービスのオプションサービスとして当社が提供するサービスであり、個別サービスの総称をいいます。
(4) 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備をいいます。
(5) 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
(6) IP 通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備をいいます。
(7) NTT 東日本・西日本	NTT 東日本株式会社または NTT 西日本株式会社の両方またはどちらか一方をいいます。
(8) 取扱所交換設備	NTT 東日本・西日本の事業所等に設置される本サービス提供に係る交換設備をいいます。
(9) 申込者	本サービス利用契約の申込をした者をいいます。
(10) 契約者	この利用約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者をいいます。

用語	定義
(11) 契約者回線	本サービス利用契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。
(12) 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社または NTT 東日本・西日本が設置する装置（端末設備を除きます。）をいいます。
(13) 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備をいいます。
(14) 自営端末設備	契約者が設置する端末設備をいいます。
(15) 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。
(16) 技術基準等	端末設備等規則および端末設備等の接続の技術的条件をいいます。
(17) 消費税相当額	消費税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の合計額をいいます。
(18) 転用	NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービスのうち、NTT 東日本・西日本が定める種類の回線を本サービスに移行することをいいます。
(19) 光コラボレーション事業者	NTT 東日本・西日本から、IP 通信網サービスを卸電子通信役務として提供を受け、当該役務に自社サービス等を付加し、販売、提供する電気通信事業者をいいます。
(20) 事業者変更	光コラボレーション事業者が IP 通信網サービスを使用し、提供する電気通信サービスを本サービスに移行すること、または、本サービスから NTT 東日本・西日本および当該光コラボレーション事業者の提供する電気通信サービスに移行することをいいます。

第 2 章 契約

第 4 条（契約の申込）

5. 本サービス利用契約は、利用希望者が約款に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービス利用契約の申込をするものとします。
6. 本サービスの申込に際し、申込者本人（申込者が法人である場合も含みます。）である公的な証明となる書類（当社が許諾した場合は、書類の写しも可）の提出を求める場合があります。
7. 本サービスの申込について、申込者より申込代行の委任を受けたものが代行して申し込む場合、当社に委任状を提出していただく場合があります。
8. サービス開始日は、当社による回線工事完了後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。

第 5 条（契約の単位）

当社は、1 の回線収容部または 1 の利用回線ごとに 1 の本サービス利用契約を締結します。この場合、契約者は一つの利用契約について一人に限られるものとします。

第 6 条（本サービスの提供区域）

9. 本サービスは、NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービス約款第 6 条によって定められた提供区域に提供します。
10. 前項の定めによらず、当社が提供不可能と判断した場合、本サービスを提供しない場合があります。

第 7 条（転用）

11. NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービスのうち、NTT 東日本・西日本が定める種類の回線を本サービスに移行することができます。
12. NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービスから本サービスに転用する場合、当社の別途定める書類を当社に提出いただきます。
13. 転用に際し、申込者は NTT 東日本・西日本が指定する方法で、NTT 東日本・西日本に転用承諾を得るものとします。
14. 転用承諾手続きについて、申込者と委任された者との間の争議については、当社は一切責任を負いません。

第 8 条（事業者変更）

15. 光コラボレーション事業者が IP 通信網サービスを使用し、提供する電気通信サービスのうち、光コラボレーション事業者が定めるサービスを本サービスに移行することができます。
16. 光コラボレーション事業者の IP 通信網サービスから本サービスに事業者変更する場合、当社の別途定める書類を当社に提出いただきます。
17. 事業者変更に際し、申込者は光コラボレーション事業者が指定する方法で、当該光コラボレーション事業者に事業者変更承諾を得るものとします。
18. 事業者変更承諾手続きについて、申込者と委任された者との間の争議については、当社は一切責任を負いません。
19. 本サービスから NTT 東日本・西日本および光コラボレーション事業者の提供する IP 通信網サービスへ事業者変更する場合、当社の別途定める書類を当社に提出いただきます。ただし、当社への支払い期日を過ぎた未納料金がある場合、または、分割払いとなっている工事費の残債があり、事業者変更承諾の請求の受付に先だって行ったその一括精算の請求に対する支払いが行われていない場合には、当社は当該事業者変更を承諾しかねる場合があります。

第 9 条（契約申込の承諾）

20. 当社は、本サービス利用契約の申込を承諾するときは、当社の所定の方法に基づき契約申込者に通知します。
21. 当社が本サービス利用契約の申込を承諾した時をもって、利用契約の締結となります。
22. NTT 東日本・西日本が回線の開通や転用、または光コラボレーション事業者が事業者変更を承諾しなかった場合、または当社が申込を承諾しなかった場合、またはその全部において、当社は一切の責任を負いません。

当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービス利用契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービス利用契約の申込をした者が、その本サービスに係る利用回線の契約を締結している者と同一の者とならない場合。
- (2) 本サービスを提供することまたは保守することが技術上著しく困難なとき。

- (3) 本サービス利用契約の申込をした者が本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (4) 第 43 条（利用に係る契約者の義務）の定めに違反するおそれがあるとき。
- (5) 本サービス利用契約の申込をした者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき。
- (6) 本サービス利用契約の申込に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき。
- (7) 本サービス利用契約の申込に際し、当該申込をした者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき。
- (8) 本サービス利用契約の申込をした者が、指定したクレジットカードの名義人と異なるとき。
- (9) 当社が別途定める書類（当該申込者の身分証明に係るもの）が提示されないとき。
- (10) 契約者と当社との取引実績その他総合的な与信判断の観点から、申込を承諾できないと当社が判断したとき。
- (11) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第 10 条（契約の変更）

23. 契約者は、当社が別に定めるところにより、本サービスの品目の変更の請求をすることができます。
24. 当社は前項の請求があったときは、第 9 条（契約申込の承諾）の定めに準じて取り扱います。

第 11 条（契約者回線の移転）

25. 契約者は、第 6 条（本サービスの提供区域）に定める区域内に限り、契約者回線の移転を請求することができます。
26. 当社は前項の請求があったときは、第 9 条（契約申込の承諾）の定めに準じて取り扱います。

第 12 条（契約者の氏名等の変更）

27. 契約者は、本サービス利用契約の申込の際当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。
28. 契約者は、婚姻による姓の変更等、当社が承諾した場合を除き、当社に届け出た氏名を変更することはできないものとします。
29. 契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は、契約者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
30. 契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第 13 条（契約者の地位の承継）

31. 相続または法人の合併もしくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人または契約者の地位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出ていただきます。
32. 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

33. 当社は、前項の定めによる代表者の届け出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。
34. 相続人が存在しない、もしくは第 1 項により地位の継承をした相続人また法人が、本サービスの継続利用を希望しない場合、当然、本サービスの利用契約は終了するものとします。

第 14 条（権利の譲渡等禁止）

契約者は、当社の承諾なく、契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却または契約者として有する権利に対する質権の設定等担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第 15 条（契約者が行う本サービス利用契約の解約）

35. 契約者は、当社が別に定める方法に従い、当社所定の書面等により、あらかじめ当社に通知して、本サービス利用契約を解約することができます。
36. 契約開始または更新後、契約期間を経過しない月での解約については当社より違約金を請求させていただく場合があります。

第 16 条（初期契約解除制度）

37. 当社から契約内容を記載した書面の交付を受けた契約者は、当該書面を受領した日から 8 日間内であれば、書面による申し出により本サービスを解除することができます。この効力は当該書面を発したときに生じます。
38. 前項の場合、損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。ただし、当該期間に当社サービスをご利用された場合、事務手数料、実施工事費、ご利用のサービス料がかかりますので契約者にてご負担いただきます。
39. 本サービスのほか、オプションサービスに加入している場合は、初期契約解除制度とは別途で解約手続きが必要です。
40. 事業者が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより、契約者が告げられた内容が事実であると誤認し、これによって 8 日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、本サービスの解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間であれば当社サービスを解除することができます。
41. 法人その他の団体に該当し、営業目的（非営利組織の場合は事業目的）にて本サービスの申込をした契約者においては、本条に定める初期契約解除の適用は除外されます。

第 17 条（当社が行う本サービス利用契約の解除）

当社は、次の場合には、本サービス利用契約を解除することがあります。

- (1) 第 22 条（サービスの利用停止）の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が、当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合または当社からの通知が契約者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合。
- (2) 当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替えを行うことができないとき。
- (3) 当社の承諾なくなされた契約者の名義変更、または、当社に届け出なく行われた地位の承継があったとき。
- (4) 第 4 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条のいずれかに定める当社への届け出事実が虚偽であった場合。

- (5) 当社が定める期日までに工事を完了できないとき。
- (6) NTT 東日本・西日本から当社に対し、本サービスの契約が解除された場合。

当社は、契約者が約款に違反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼすと当社が認めた場合は、第 22 条（サービスの利用停止）の定めにかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないで本サービス利用契約を解除することがあります。

当社は、契約者において、破産、民事再生または会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、本サービス利用契約を解除することがあります。

第 3 章 端末設備

第 18 条（端末設備の提供）

当社は、契約者（DX 光 スタンダードホームタイプ、DX 光 スタンダードマンションタイプ、DX 光 スタンダードプラス 10G（それぞれ Biz を含みます。）および DX 光電話ネクストを選択している場合に限ります。）から請求があったときは、別紙料金表に定めるところにより、端末設備を提供いたします。ただし、端末設備の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第 19 条（端末設備の移転）

当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第 20 条（端末設備の返還）

当社から端末設備の提供を受ける契約者は、次の場合には、その端末設備を NTT 東日本・西日本が指定する場所へ速やかに返還していただきます。

- (1) 本サービス契約の解除があったとき。
- (2) 当社の端末設備を廃止したとき。
- (3) その他本サービス利用契約の内容の変更に伴い、端末設備を利用しなくなったとき。

第 4 章 サービスの利用中止等

第 21 条（サービスの利用中止）

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上または本サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
- (2) 第 24 条（通信利用の制限等）の定めにより、本サービスの利用を中止するとき。
- (3) 当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。
- (4) 契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、または契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合。

第 22 条（サービスの利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その契約者回線等の利用を即時に停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス契約のサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第 43 条（利用に係る契約者の義務）の定めに違反したとき。
- (4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備等を接続したとき。
- (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備等に異常がある場合の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していないと認められた場合。
- (6) 当社への届出事実が虚偽であった場合。
- (7) 前各号のほか、約款の定めに違反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に支障を及ぼしまたは及ぼすおそれがある行為をしたとき。

第 23 条（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

当社は、当社および契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、本サービス利用契約を解除することがあります。

第 5 章 通信

第 24 条（通信利用の制限等）

42. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線等の利用を制限することがあります。
43. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
44. 前各項の定めによる場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
45. 当社は、1 の通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することがあります。
46. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。
47. 契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
48. 当社は、本条に定める通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第 6 章 料金等

第 25 条（サービス料金の支払方法）

49. サービス料金については、当社の指定する、口座振替、クレジットカードまたはコンビニ払いのいずれかの方法から、契約者の選択によりお支払いいただくものとし、支払に伴う費用は、契約者の負担といたします。
50. サービス料金は、前項の定めにより契約者が選択した金融機関口座からの引き落とし又はクレジット会社から当社が指定した金融機関等に立替払いがなされたときに、契約者の当社に対する支払いが完了したものといたします。
51. 当社は、必要に応じて、クレジット会社に対して契約者の信用確認を行います。
52. 当社は、前項の結果、信用確認が取れない場合、すみやかに契約者にお知らせし、支払期日までに、新たに信用確認の取れるクレジットカード支払いの必要情報を当社に申し出ていただきます。
53. 当社が発行するコンビニ払込票にて請求させていただくことがあります。
54. コンビニ払いの場合、決済手数料として月額 220 円（税込）（税抜 200 円）を申し受けます。
55. 工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じた払い込みによりお支払いただきます。
56. 当社は、契約者の支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額又は過少額を遅滞なく契約者にお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。

第 26 条（料金および工事等に関する費用）

57. 当社が提供する本サービス料金は、利用料金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料等とし、別紙料金表に定めるところによります。
58. 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、別紙料金表に定めるところによります。
59. 当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合およびその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合の機器損害金は、別紙料金表に定めるところによります。
60. 契約者は、書面による請求明細の発行を希望された場合、明細発行手数料として月額 165 円（税込）を申し受けます。

第 27 条（利用料金等の支払い義務）

61. 契約者は、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本サービス利用契約の終了日が属する月までの期間について、別紙料金表に定める利用料金の支払いを要します。
62. 第 22 条（サービスの利用停止）の定めにより、利用の一時中断または利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
63. 契約者は、契約者の責めによらない理由により本サービスを全く利用できない状態が 24 時間以上継続した場合等、別途定める要件を満たす場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金をお支払いいただきます。
64. 当社は、支払いを要しない利用料金等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第 28 条（工事費の支払義務）

65. 契約者は、契約の申込または工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。
66. 工事の着手後に解除等があった場合は、前項の定めにかかわらず、契約者は、別紙料金表に定める工事費をお支払いいただきます。

第 29 条（手続きに関する料金の支払義務）

契約者は、本サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に定める手続きに関する料金をお支払いいただきます。

第 30 条（料金の計算方法等）

料金の計算方法ならびに料金および工事に関する費用の支払方法は、別紙料金表に定めるところによります。

第 31 条（割増金）

契約者は、料金または工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金としてお支払いいただきます。

第 32 条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払い日の前日までの期間について年 14.5%の割合（閏年も 365 日として計算するものとします。）で計算して得た額を延滞利息としてお支払いいただきます。

第 33 条（債権の譲渡および譲受）

67. 契約者は、月額利用料等本サービスまたはその他当社が契約者に対して有する債権を当社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承認するものとします。
68. 契約者は、本サービスを提供する当社以外の事業者の規約等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を譲り受け、当社が請求することをあらかじめ承認するものとします。
69. 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービスの料金とみなして取り扱います。
70. 契約者は、契約者が前条の定めにより当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないときは、当社がその料金の支払いがない旨等を、当社に債権を譲り渡した事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第 7 章 保守

第 34 条（当社の維持責任）

当社は、電気通信設備（当社の設置したものに限ります。）を事業用電気通信設備規則に適合するよう維持します。

第 35 条（契約者の維持責任）

契約者は自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準および技術的条件に適合するよう維持していただきます。

第 36 条（契約者の切分責任）

71. 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
72. 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
73. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社または NTT 東日本・西日本の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。

第 37 条（修理または復旧の順位）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障しまたは滅失した場合に、その全部を修理しまたは復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。

順位	機関名
1	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送・通信・電力供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガス・水道供給確保、選挙管理機関、新聞社・放送事業者・通信社、預貯金業務金融機関、国・地方公共団体機関との契約に係るもの
3	第 1 順位および第 2 順位に該当しないもの

第 8 章 損害賠償

第 38 条（責任の制限）

74. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の料金減額請求に応じます。

75. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
76. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の定めは適用しません。

第 39 条（免責）

77. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
78. 当社は、約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。

第 40 条（通信速度の非保証）

当社は、本サービスの通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定める本サービスの通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。

第 9 章 雑則

第 41 条（反社会的勢力排除条項）

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を「反社会的勢力」といいます。契約者は、現在および将来にわたって、自らおよび自らの役職員その他運営に関与する者が、反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証します。契約者がこれに違反した場合または虚偽の報告を行った場合には、当社は、催告することなく、当該契約者との全ての契約を解除することができるものとします。

第 41 条の 2（反社会的行為等排除条項）

契約者が、自らまたは第三者を利用して、当社に対し、暴力的行為、脅迫的行為、反社会的勢力を代理人もしくは交渉窓口に指定する行為、退去禁止・身柄拘束行為、つきまとい行為、詐術その他の背信的行為、名誉や信用等を毀損する行為、人格攻撃などの侮辱行為、業務妨害行為、その他の犯罪行為もしくは不法行為を行った場合には、当社は、催告することなく、当該契約者との全ての契約を解除することができるものとします。

第 42 条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。

第 43 条（利用に係る契約者の義務）

契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
- (2) 通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社が本サービス利用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

第 44 条（契約者回線等の設置場所の提供等）

契約者は、契約者回線等の終端にある構内または建物内において、当社が契約者回線等および端末設備を設置するために必要な場所を提供していただきます。当社が本サービス利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

第 45 条（法令に定める事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 46 条（閲覧）

約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 47 条（オプションサービス）

当社は、契約者から請求があったときは別に定めるところにより、オプションサービスを提供します。ただし、オプションサービスの提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、そのオプションサービスを提供できないことがあります。

第 48 条（本サービスに付随するサービス）

当社が別途定める本サービスに付随して当社または他社が無償で提供する他のサービスを利用する契約者は、本サービス利用契約が終了した後も、付随サービスの提供を受けることを希望する場合、付随サービスを提供する当社または他社が別途定める対価を支払うことに同意するものとします。

第 49 条（契約者に係る情報の利用）

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、契約者連絡先電話番号、住所もしくは居住または請求書の送付先等の情報を、当社または当社が指定する事業者のサービスに係る契約の申込、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、その他、当社、指定事業者の利用約款等の定めに係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

第 50 条（個人情報の保護）

当社は、申込者および契約者の個人情報の収集、利用、提供および公表等に当たり、「個人情報の保護に関する法律」、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」（JISQ15001）の順守徹底を図り、当社のプライバシーポリシー（https://bb-connection.com/pdf/privacypolicy.pdf）に従い適切に実施します。

第 51 条（サービスの変更または廃止）

79. 当社は、当社または NTT 東日本・西日本の事由等により、本サービスの全部、または一部を変更または廃止することがあります。
80. 当社は、前項の定めにより本サービスを変更または廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

第 52 条（専属的合意管轄裁判所）

当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、その訴額に応じて、札幌簡易裁判所または札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本約款は令和 8 年 10 月 1 日より効力を有するものとします。

別紙 料金表

【通則】

81. 本サービスの料金および工事に関する費用は、この本サービス料金表に定めるほか、当社が別に定めるところによります。
82. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てとします。
83. 料金表に定める額は、税込価格（消費税相当額を加算した額）によるものとします。
84. 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の定めにかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

≪初期費用：契約手数料および工事費≫

品目	工事の種類	通常価格（税込・一括払い）	単位
契約手数料等	新規	3,300 円	1 工事ごと
契約手数料等	転用／事業者変更	3,300 円	1 利用者回線ごと
契約手数料等	名義変更手数料	1,100 円	1 利用者回線ごと
契約手数料等	番号ポータビリティ（NTT 東西加入回線、ISDN 等から）	2,200 円	1 利用者回線ごと
契約手数料等	NTT 東西加入回線等休止手数料	1,100 円	1 利用者回線ごと
新規開通工事費【派遣】	戸建向け（配線新設あり）	22,440 円	1 工事ごと
新規開通工事費【派遣】	集合住宅向け（配線新設あり）	22,440 円	1 工事ごと
新規開通工事費【派遣】	戸建向け（配線新設なし）	12,144 円	1 工事ごと
新規開通工事費【派遣】	集合住宅向け（配線新設なし）	12,144 円	1 工事ごと
新規開通工事費【無派遣】	戸建向け	4,180 円	1 工事ごと
新規開通工事費【無派遣】	集合住宅向け	4,180 円	1 工事ごと
品目変更工事費	「集合住宅向け」から「戸建向け」への変更	22,440 円	1 工事ごと
品目変更工事費	「戸建向け」から「集合住宅向け」への変更	22,440 円	1 工事ごと

品目	工事の種類	通常価格（税込・一括払い）	単位
品目変更工事費	「VDSL 方式」と「光配線方式」間での変更	22,440 円	1 工事ごと
品目変更工事費	「100M」または「200M」と「1G」との変更（派遣）	14,300 円	1 工事ごと
品目変更工事費	「100M」または「200M」と「1G」との変更（無派遣）	4,180 円	1 工事ごと
品目変更工事費	スタンダードプランからアクセスプランへの相互間プラン変更	4,180 円	1 利用者回線ごと
品目変更工事費	1G プラン（10G プラン除く）から DX 光電話ネクストとの相互間プラン変更	4,180 円	1 利用者回線ごと
品目変更工事費	1G プラン（スタンダード／Biz／アクセス）と 10G プラン（プラス 10G シリーズ）との相互間プラン変更	22,440 円	1 利用者回線ごと
移転工事費	移転取次基本料	5,500 円	1 工事ごと
移転工事費【派遣】	戸建向け（配線新設あり）	22,440 円	1 工事ごと
移転工事費【派遣】	集合住宅向け（配線新設あり）	22,440 円	1 工事ごと
移転工事費【派遣】	戸建向け（配線新設なし）	12,144 円	1 工事ごと
移転工事費【派遣】	集合住宅向け（配線新設なし）	12,144 円	1 工事ごと
移転工事費【無派遣】	戸建向け	4,180 円	1 工事ごと
移転工事費【無派遣】	集合住宅向け	4,180 円	1 工事ごと

※新規開通工事費、品目変更工事費、移転工事費につきまして、土日祝日に工事を実施する場合、土日祝日工事費 4,125 円（税込）を加算して請求いたします。夜間時間帯（17:00～22:00）および年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日は 8:00～22:00）に工事を実施する場合、工事費の合計額から 1,375 円（税込）を控除して 1.3 倍した額に 1,375 円（税込）を加算した金額を、深夜時間帯（22:00～翌日 8:30）に工事を実施する場合、工事費の合計額から 1,375 円（税込）を控除して 1.6 倍した額に 1,375 円（税込）を加算した金額を請求いたします。

≪月額利用料：DX 光 365≫

区分	プラン名	速度	ISP	月額利用料（税込）
戸建/集合	DX 光 スタンダードプラス 10G	10G	インクルード	6,050 円
戸建	DX 光 スタンダードホームタイプ	1G	インクルード	4,950 円
集合住宅	DX 光 スタンダードマンションタイプ	1G	インクルード	3,960 円
法人限定	DX 光 Biz スタンダードプラス 10G	10G	インクルード	6,050 円
法人限定	DX 光 Biz アクセススタンダードプラス 10G	10G	なし	5,170 円
戸建・法人	DX 光 Biz スタンダードホームタイプ	1G	インクルード	4,950 円
集合・法人	DX 光 Biz スタンダードマンションタイプ	1G	インクルード	3,960 円
戸建/集合	DX 光 アクセススタンダードプラス 10G	10G	なし	5,170 円
戸建	DX 光 アクセスホームタイプ（DX 光 Biz アクセスホームタイプ）	1G	なし	4,510 円

区分	プラン名	速度	ISP	月額利用料（税込）
集合住宅	DX 光 アクセスマンションタイプ（DX 光 Biz アクセスマンションタイプ）	1G	なし	3,630 円

≪月額利用料：DX 光電話ネクストプラン（電話単独利用）≫

プラン名	月額利用料（税込）	内容
DX 光電話ネクスト 基本プラン	3,080 円	距離・時間帯によらず全国一律 3 分 8.8 円の通話料（税込）で利用できる電話単独プラン。
DX 光電話ネクスト パックプラン	4,180 円	基本プランに加え、下記 6 つの付加サービスおよび定額通話分（480 円／月）を含んだ料金プラン。定額通話の未利用分は 1 ヶ月繰越可能。

DX 光電話ネクストパックプランに含まれる付加サービス

付加サービス	単位	月額利用料（税込）
発信者番号通知 ※1	1 利用回線ごと	440 円
番号通知リクエスト ※2	1 利用回線ごと	220 円
通話中着信	1 利用回線ごと	330 円
転送電話 ※3	1 番号ごと	550 円
迷惑電話拒否 ※4	1 利用回線または 1 番号ごと	220 円
着信お知らせメール	1 番号ごと	110 円

≪月額利用料：DX 光電話プラン（DX 光 365 追加契約用）≫

DX 光電話 基本プランおよび DX 光電話 パックプランは、DX 光 365 全プランに対して追加契約が可能な光電話サービスです。

プラン名	月額利用料（税込）	内容
DX 光電話 基本プラン	550 円	光回線を利用した固定電話サービス（基本機能）。距離・時間帯によらず全国一律 3 分 8.8 円の通話料（税込）で利用できます。
DX 光電話 パックプラン	1,650 円	基本プランに加え、下記 6 つの付加サービスおよび定額通話分（480 円／月）を含んだ料金プラン。定額通話の未利用分は 1 ヶ月繰越可能。

DX 光電話パックプランに含まれる付加サービス

付加サービス	単位	月額利用料（税込）
発信者番号通知 ※1	1 利用回線ごと	440 円
番号通知リクエスト ※2	1 利用回線ごと	220 円
通話中着信	1 利用回線ごと	330 円

付加サービス	単位	月額利用料（税込）
転送電話 ※3	1 番号ごと	550 円
迷惑電話拒否 ※4	1 利用回線または 1 番号ごと	220 円
着信お知らせメール	1 番号ごと	110 円

≪付加サービス（月額）：DX 光電話／DX 光電話ネクスト≫

DX 光電話 オプション	単位	パックプラン提供	月額利用料
発信者番号通知 ※1	1 利用回線ごと	○	440 円
番号通知リクエスト ※2	1 利用回線ごと	○	220 円
通話中着信	1 利用回線ごと	○	330 円
転送電話 ※3	1 番号ごと	○	550 円
迷惑電話拒否 ※4	1 利用回線または 1 番号ごと	○	220 円
着信お知らせメール	1 番号ごと	○	110 円
複数チャネル「ダブルチャネル」	1 利用回線ごと	×	220 円
追加番号サービス「マイナンバー」 ※5	1 番号ごと	×	110 円
FAX お知らせメール ※3	1 番号ごと	×	110 円

※付加サービスの月額利用料は税込表示です。

※「パックプラン提供」欄が「○」のサービスは、DX 光電話パックプラン／DX 光電話ネクストパックプランの月額利用料に含まれます。

※基本プランから DX 光電話パック（DX 光電話ネクストパック）にプラン変更されると、工事費 2,200 円（基本工事費 1,100 円／工事、交換機等工事費 1,100 円／工事）がかかります。DX 光電話パック（DX 光電話ネクストパック）から基本プランへのプラン変更工事費は不要となります。

≪DX 光 365 オプションサービス≫

サービス名	制限	月額利用料（税込）	概要
DX365 セキュリティプラス	—	495 円	次世代クラウドセキュリティ（WEBROOT エンジン）。クラウド上の最新情報で脅威を判定。スキャンが軽快で日常のネット利用を保護。
DX365 データ復旧あんしん	—	495 円	PC/スマホ/外付け HDD/SD 等のデータ消失時に専門技術でデータ復旧。年 2 回まで利用可能（条件あり）。復旧率 94%以上。端末修理は対象外。
DX365 リモート IT サポート	個人限定	605 円	画面共有＋遠隔操作で設定・トラブル解決。インターネット設定、メール設定、LINE 等アプリ操作も対応。
DX365 リモート IT サポート BIZ	法人限定	990 円	法人向け遠隔サポート。

≪通話料・通信料（DX 光電話／DX 光電話ネクスト）≫

区分	通話料
加入電話、INS ネット、DX 光電話、NTT 東西提供のひかり電話（法人向けひかり電話含む）への通話 ※1	8.8 円／3 分
携帯電話への通話【グループ 1-A】株式会社 NTT ドコモ／ソフトバンク株式会社（旧ワイモバイル株式会社）	17.6 円／60 秒
携帯電話への通話【グループ 1-B】沖縄セルラー電話株式会社／KDDI 株式会社／ソフトバンク株式会社	17.6 円／60 秒
携帯電話への通話【グループ 1-D】株式会社 NTT ドコモ（ワンナンバー機能により着信する場合）	11.88 円／3 分
050IP 電話への通話【グループ 2-A】株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー	11.44 円／3 分
050IP 電話への通話【グループ 2-B】株式会社 STNet／株式会社 NTT ぷらら／九州通信ネットワーク株式会社／株式会社ケイ・オプティコム／ソフトバンク株式会社（旧ソフトバンク BB 株式会社）／中部テレコミュニケーション株式会社／東北インテリジェント通信株式会社／フュージョン・コミュニケーションズ株式会社／株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	11.55 円／3 分
050IP 電話への通話【グループ 2-C】エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社／株式会社 NTT ドコモ／KDDI 株式会社／ソフトバンク株式会社（旧ソフトバンクテレコム株式会社）／フュージョン・コミュニケーションズ株式会社（旧株式会社パワードコム）／ZIP Telecom 株式会社／アルテリア・ネットワーク株式会社	11.88 円／3 分
PHS への通話（区域内）	11 円／60 秒
PHS への通話（～160km）	11 円／45 秒
PHS への通話（160km 超）	11 円／36 秒
PHS への通話：上記の通信料金のほかに通信 1 回ごと	11 円／回
ポケベル等（020 で始まる番号）への通信	16.5 円／45 秒
ポケベル等：上記の通信料金のほかに通信 1 回ごと	44 円
データ接続通信（利用帯域：64Kbps まで）	1.1 円／30 秒
データ接続通信（利用帯域：64Kbps 超～512Kbps まで）	1.65 円／30 秒
データ接続通信（利用帯域：512Kbps 超～1Mbps まで）	2.2 円／30 秒
データ接続通信（利用帯域：2.6Mbps まで）	16.5 円／3 分
データ接続通信（利用帯域：2.6Mbps 超）	110 円／3 分
テレビ電話：FOMA へのテレビ電話通信	33 円／60 秒
テレビ電話：テレビ電話対応機器へのテレビ電話通信 ※1（利用帯域：2.6Mbps まで）	16.5 円／3 分
テレビ電話：テレビ電話対応機器へのテレビ電話通信 ※1（利用帯域：2.6Mbps 超）	110 円／3 分
国際通話：アメリカ合衆国（ハワイを除く）への通話	9 円／60 秒

区分	通話料
国際通話：中華人民共和国（香港及びマカオを除く）への通話	30 円／60 秒
国際通話：大韓民国への通話	30 円／60 秒

※通話料・通信料は税込表示です（国際通話料金は消費税不要です）。

※各国の国際通話料は下記ウェブサイトをご覧ください。

・NTT 東日本：https://flets.com/hikaridenwa/charge111/inter.html

・NTT 西日本：https://flets-w.com/kokusai_ryoukin/

※1 DX 光電話パックプラン／DX 光電話ネクストパックプランの月額利用料に含まれる通話料分の対象通話先となります。ただし、「災害募金番組」への通話は対象外となります。

≪端末設備：ホームゲートウェイ利用料・無線 LAN カード≫

ご利用形態	月額利用料（税込）
無線 LAN カードを利用しない場合（Wi-Fi セット内蔵分は無料）	無料
1G 対応無線 LAN ルーター（無線 LAN カードを追加する場合・2 枚目以降 1 枚ごと）	330 円
クロス対応ルーター	550 円

※無線 LAN カードのみのご利用は、出来かねますので、DX 光 365 をご契約の上、お申し込み下さい。

≪レンタル物品の損害賠償額≫

物品	請求金額（最大）	単位
回線終端装置（ONU）	15,400 円	1 装置ごと
VDSL 宅内装置	3,300 円	1 装置ごと
無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置	13,200 円	1 装置ごと
ひかり電話対応ルータ	13,200 円	1 装置ごと
映像用回線終端装置	13,200 円	1 装置ごと
クロス対応レンタルルータ	5,500 円	1 装置ごと

※上記記載の請求金額は最大額となり、解約時の利用期間によって損害賠償額は変動します。損害賠償額の請求については、NTT 東日本エリアのお客様には当社より請求し、NTT 西日本エリアのお客様には NTT 西日本より請求します。

≪契約期間・違約金≫

区分	内容
契約期間	DX 光 365：3 年自動更新（契約開始、契約更新および契約プラン変更から 3 年ごとに自動更新）。DX 光電話ネクストは契約期間の定めなし。
違約金（個人契約・個人事業主を含む）	契約満了月以外のお客様都合による解約：DX 光 365 月額利用料（税抜）相当額（不課税）
違約金（法人契約）	契約満了月以外のお客様都合による解約：15,000 円（不課税）

≪お問い合わせ先≫

株式会社ブロードバンドコネクション

電気通信事業者　届出番号 Ｊ－６－８８２

項目	内容
所在地	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 9 丁目 3-33
カスタマーセンター	0120-936-878
営業時間	午前 11 時～午後 18 時
定休日	年末年始・土日祝